

行政代執行による空家の除却について

【発表の要旨】

八幡平市石名坂の空家について、建物 2 階部分が傾斜し劣化が著しく、このまま放置すれば建物の倒壊や劣化の進行により部材が落下又は飛散し、通行人等に対して危害が及ぶおそれがある状況です。このため、市による行政代執行により除却を実施します。

本件は、八幡平市空家等対策条例（以下、「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、代執行を実施します。

なお、同条例に基づく代執行は、本市では初めての事例となります。

1 執行計画（予定）

- 代執行の実施日（着手日） 令和元年 11 月 27 日 午前 10 時
（午前 10 時に代執行宣言文、執行責任者の職氏名の読み上げを行い、工事に着手します。）
- 代執行責任者 防災安全課長 畑山 直巳

2 代執行により除却する空家等の所在地・家屋

建築物の所在地	八幡平市石名坂 1 3 番地 8
所有者等の住所 及び氏名	岩手県盛岡市大通一丁目 6 番 1 9 号大通ビル 3 階 相続財産管理人 弁護士
建築年	昭和 24 年築（家屋課税台帳による）
構造	木造（建物登記事項証明書による）
規模	地上 2 階 1 階：164.35 m ² 2 階：109.40 m ² （建物登記事項証明書による）

3 代執行の措置の内容

- 建築物の除却
- 残置物の搬出と適正処理

4 詳細

別紙資料のとおり

【担当】

防災安全課 地域安全係
係長 高橋 伸也
電話 0195-74-2111（内線 1265）